

市内中小企業者等への事業継続等支援事業(2)

(雇用調整助成金の上乗せ助成)

事業概要 : 「新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置」による雇用調整助成金等の支給を受けた事業主(中小企業)に対して、市が上乗せ助成する。また、市が上乗せ助成した場合、県から市助成額の1/2の給付を受けることができる。

【国助成額及び県補助の概要】

○国は、解雇等を行わない事業主への助成率を9/10から10/10に拡充。

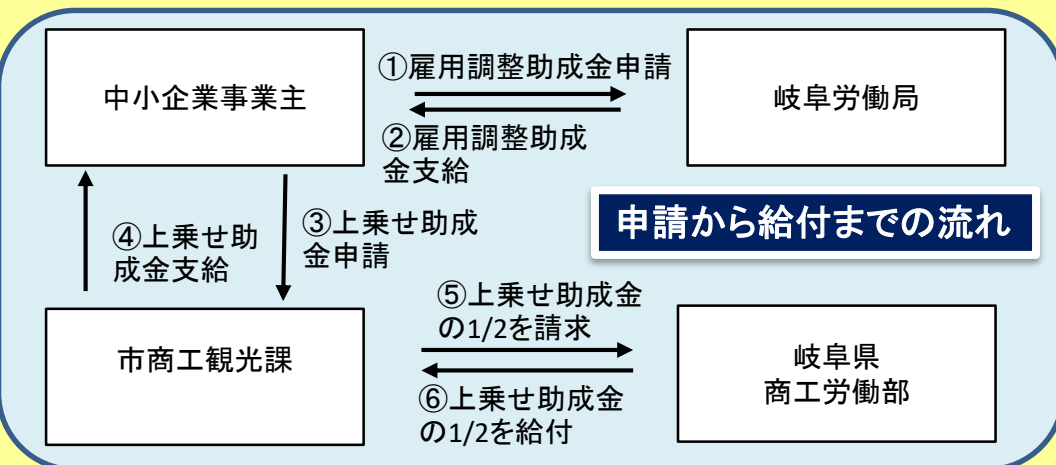
○市は、緊急対応期間前に雇用調整助成金を受給した事業主に対して、休業手当の1/10を上乗せ助成する。また、緊急対応期間に「解雇等を行う事業主」が雇用調整助成金を受給した場合には、休業手当の1/10を上乗せ助成する。

☆県は、国の助成額に上乗せした市に対し、市の助成額の1/2を助成

※県内41市町村中32市町村が上乗せ助成を実施(予定)、9市町村は検討中

対象	国	県	市	上限額(月額)
①緊急対応期間前 (1月24日～3月31日)の期間	2/3	☆	<u>1/10</u>	8,330円/1人
緊急 対応 期間 4月～9月	②解雇等を行う事業主	☆	<u>1/10</u>	15,000円/1人
	③解雇等を行わない事業主	-	＝	15,000円/1人

※労働者自身が申請を行う「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)」の詳細は未定。



【制度概要】

●対象者:

雇用調整助成金の特例措置により雇用調整助成金(緊急特定地域特別雇用安定助成金)を受給した下記の事業主

- ①緊急対応期間前に雇用調整助成金を受給した事業主
- ②緊急対応期間中に解雇等を行い雇用調整助成金等を受給した事業主

●1事業者当たりの助成額

- ①休業手当(基準賃金額)×1/10×休業延日数(上限額は月額8,330円)
- ②休業手当(基準賃金額)×1/10×休業延日数(上限額は月額15,000円)

●申請期限: 令和3年1月29日(国の支給決定通知は12月頃までに通知される見込み)

●申請方法: 申請書と添付書類(雇用調整助成金等の支給通知写等)

【スケジュール】

7月中旬から7月下旬 補正予算専決 ※要綱告示、市HP掲載

8月上旬から9月中旬 商工会議所の会報で周知、順次受付開始

【予算措置】

◆歳出 6,119千円 ※A+B ◆歳入(県費)3,056千円 ※A×1/2助成

「A」市助成金(①+②)=6,113,604円

①市助成金(緊急対応期間前の算定) 2月～3月
1カ月の休業手当(24,454,416円)×補助率(1/10)×助成期間(2カ月)=
4,890,883円

②市助成金(緊急対応期間中の算定) 4月～9月
1カ月の休業手当(2,037,868円)×補助率(1/10)×助成期間(6カ月)=
1,222,721円

※休業手当の金額は、岐阜県内の事業所に給付した助成額を基に算定。

「B」消耗品:色上質紙4,620円(1,050円×4冊×1.1)